令和元年台風第19号に係る被災者生活再建支援制度の適用決定について

令和元年台風第19号の被害について、被害認定調査の結果、令和元年10月23日 (水)に、相模原市内における住家の全壊が10世帯以上と確認したので、同日付でその 旨神奈川県に報告し、被災者生活再建支援制度の本市への適用を要請したところ、本日、 同制度が適用されることが決定されたのでお知らせします。

なお、本市への制度の適用は、今回が初めてとなります。

これを受け、相模原市では、次のとおり同制度の申請受付を開始します。

受付窓口:城山、津久井、相模湖、藤野の各保健福祉課及び地域福祉課

受付開始:令和元年11月5日(火)

受付期限:基礎支援金 令和2年11月11日(水)加算支援金 令和4年11月11日(金)

参考:制度概要

令和元年台風第19号による被害により、居住する住宅が全壊するなどして、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援します。

1 対象となる被災世帯

相模原市内に居住の世帯で、令和元年台風第19号による被害により、

- (1) 住宅が全壊した世帯(全壊)
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体)
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯(敷地被害解体)
- (4) 住宅が大規模半壊した世帯 (大規模半壊)
- ※ 住宅は実際に居住していたことが必要となります。
- 2 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額です。※単身世帯は、各該当欄の金額の3/4の額

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	50万円
15 1			

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

- 3 申請に必要な書類
- (1) 申請書(各受付窓口での配布のほか、相模原市ホームページからダウンロードできます)
- (2) 罹災証明書 (敷地被害解体を除き、全壊・大規模半壊・半壊の記載必要)
- (3) 住民票、通帳のコピー
- ※上記の他、申請内容に応じた書類が必要となる場合があります。
- ※申請者は、原則、被災世帯の「世帯主」である必要があります。
- 4 支援金の支給

申請書受理後、県を経由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援法人都道府県センター」で審査・決定後、支援金が振り込まれます。申請から支給までは2~3か月前後です。

問合せ先

地域福祉課長 遠藤 誠 042-769-9222